

中央区福祉サービス第三者評価 受審費用助成金

中央区内の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業者に対し、福祉サービス第三者評価受審にかかる費用を一部助成します。

助成要件

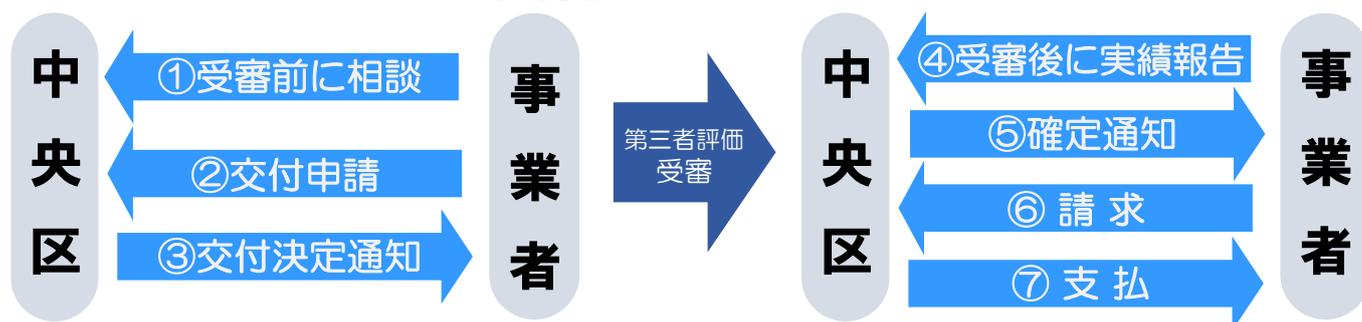
- ①第三者評価の対象事業所の所在地が中央区内であること。
- ②第三者評価の結果を推進機構に報告し、かつ、推進機構が評価結果を公表することに同意すること。
- ③第三者評価の受審費用に関して、区以外の自治体から助成を受けていないこと。
- ④中央区障害福祉サービス事業所運営費助成における第三者評価受審経費補助金の支給対象者でないこと。
- ⑤第三者評価結果に基づき、サービスの改善課題と改善のための取組をまとめ、区長に報告書の提出をすること。

対象事業者

障害福祉サービス 居宅介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練) 宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・短期入所(医療型)・多機能型事業所

障害児通所支援 児童発達支援・医療型児童発達支援(指定医療機関を除く)・放課後等デイサービス・多機能型事業所

交付までの流れ



※必ず受審前にご相談ください。申込期限は特にありませんが、審査にお時間をいただく場合があります。
※年度末までに実績報告を区に提出できるよう受審スケジュールを組んでください。